

白岡町自治基本条例素案



(仮称) 白岡町自治基本条例 (白岡町まちづくり条例) をつくる会

白岡町自治基本条例の素案

| | |
|----|--|
| 前文 | <p>白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。</p> <p>白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造していきます。</p> <p>私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。</p> <p>私たちは、こうした考え方にに基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。</p> |
|----|--|

| 項目 | | 内容(条例の本文) |
|---------|---------|--|
| 大 | 中 | |
| 総則 | 1 理念 | 町民及び町は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。 |
| | 2 目的 | この条例は、白岡町における自治の理念と町政運営に関する町民の権利と責務、議会及び行政の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。 |
| | 3 定義 | <p>この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。</p> <p>この条例においてまちづくりとは、町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動を言います。</p> <p>この条例において協働とは、町民・議会・行政がみんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを言います。</p> <p>この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。</p> <p>この条例において地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。</p> |
| 町民 | 1 町民の権利 | <p>町民は、まちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。</p> <p>町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。</p> |
| | 2 町民の責務 | <p>町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。</p> <p>町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。</p> <p>町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参画し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。</p> |
| 住民参画と協働 | 1 参画と協働 | <p>町は、協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。</p> <p>町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。</p> <p>町は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。</p> <p>町は、町民から協働を求められた場合、誠実に対応しなければなりません。</p> |
| 行政 | 1 行政の責務 | <p>行政は、町民の信頼に応えるために、この条例の理念にのっとり、参画と協働による行政運営に努めます。</p> <p>行政は、町民の意向を的確に把握し、町民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。</p> <p>行政は、透明で開かれた町民主体の行政運営に努めます。</p> |

| 項目 | | 内容(条例の本文) |
|--------------|--|--|
| 大 | 中 | |
| 行政 続き | 2町長の責務 | 町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信頼に応え、公正、公平かつ誠実に町政を運営し、協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。 町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組み、その結果について町民に報告しなければなりません。 町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。 |
| | 3職員の責務 | 職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行しなければなりません。 |
| | 4行政運営 | 行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。 行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。 行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。 行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続を確保する必要があります。 行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。 |
| | 1議会の責務 | 議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。 議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。 議会の会議は原則、公開とします。 議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。 |
| 2議員の責務 | 議員は、責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。 議員は、説明責任を果たすように努めます。 | |
| 地域自治組織と地域活動 | 1地域活動と地域自治組織 | 町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。 行政は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援します。 |
| 情報の公開、提供及び共有 | 1情報の公開、提供及び共有 | 議会及び行政は、町民の町政への参画促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開し、また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。 地域自治組織は、活動への参画促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。 前2項の情報の公開・提供に当たっては、議会、行政及び地域自治組織は、保有する個人情報適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。 |
| 住民投票 | 1住民投票 | 町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。 白岡町に住所を有する別に条例で定める満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。 議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。 町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。 |
| 次世代 | 1こども | 町民と町は、次世代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。 町民と町は、次世代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進します。 |
| 検証等 | 1検証 | 町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参画による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。 |
| | 2改廃 | 町長及び議会は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。 |

自治基本条例素案

目 次

| | | |
|-------------------------------------|----------------|----|
| 前 | 文 | 1 |
| 総 | 則 | |
| | 1 理 念 | 2 |
| | 2 目 的 | 2 |
| | 3 定 義 | 3 |
| 町 | 民 | |
| | 1 町民の権利 | 5 |
| | 2 町民の責務 | 6 |
| 住民参画と協働 | 1 参画と協働 | 7 |
| 行 | 政 | |
| | 1 行政の責務 | 9 |
| | 2 町長の責務 | 9 |
| | 3 職員の責務 | 10 |
| | 4 行政運営 | 11 |
| 議 | 会 | |
| | 1 議会の責務 | 13 |
| | 2 議員の責務 | 14 |
| 地域活動と地域自治組織 | 1 地域活動と地域自治組織 | 15 |
| 情報の公開、提供及び共有 | 1 情報の公開、提供及び共有 | 16 |
| 住民投票 | 1 住民投票 | 17 |
| 次世代 | 1 こども | 19 |
| 検証等 | 1 検 証 | 20 |
| | 2 改 廃 | 20 |
| (仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会の審議経過 | | 21 |
| (仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会委員名簿 | | 23 |

1 内 容

白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。

白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮しやすい環境と地域社会を創造していきます。

私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

私たちは、こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。

1 内容

町民及び町は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。

2 趣旨

本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。

3 考え方

個人として尊重されることは、まちづくりでも重要な精神です。相手を尊重し、理解することは、まちづくりを円滑に進める上で重要だからです。

次世代を担うこともたちに、町をふるさととして残し、誇れる町にするために、町が自治体として存続する必要があり、それには町民の力なくしてはあり得ません。

自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。

住民自治の実現には、町民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力の必要性を明文化しようとするものです。

1 内容

この条例は、白岡町における自治の理念と町政運営に関する町民の権利と責務、議会及び行政の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。

2 趣旨

本条項は、この条例の制定目的を明らかにするものです。

3 考え方

この条例の目的は、白岡町における自治の理念を明らかにするとともに、町政運営に関する町民の権利と責務、そして議会及び行政の責務を定めることです。

そして、それらを定めることにより住民自治の推進と、町政に対する町民の参画と協働を進め、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を目指すことです。

1 内容

この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。

この条例においてまちづくりとは、町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動を言います。

この条例において協働とは、町民・議会・行政がみんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを言います。

この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。

この条例において地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。

2 趣旨

この条例で伝えたい内容を明確にするため、使用される用語の定義を定めるものです。

3 考え方

白岡町のまちづくりにかかわる「町民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。

ここでの「町民」は地方自治法で定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。

町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「町民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。

住民参画を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えています。

「まちづくり」の定義は、都市計画のような街をつくることだけに限定する場合がありますが、ここでは広く捉え、ソフト事業なども含め、より暮らしやすい地域社会を築くために、町民及び町が行う公共的な活動のことを意味します。

協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことです。協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始める必要があります。

地方自治の本来の姿である「町民主体の町政」の実現に向け、町民・議会・行政がお互いの理解と信頼関係のもとでみんな一緒に協働してまちづくりを積極的に進めることが大切です。町民・議会・行政にはそれぞれの役割があるので、互いの役割を尊重しつつ、連携、協力しながらまちづくりを行うことを定めたものです。

この条例では、「行政」という言葉に町長も含んでいます。なお、この後の項目で「町長の責務」というのがありますが、これは、町長が町を代表することから、町長は特に責任があるため

にあえて分けているものです。

地域自治の基本的な考え方は、「町民が自発的・主体的に地域づくりに関わる」ことであり、既に多くの活動が行われています。地域自治組織とは、町が設置した行政区から発展してきた自治活動や自治会及びNPOなど、自治的な活動を行っている組織を言います。

1 内容

町民は、まちづくりに参画する権利を有します。
町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。
町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。

2 趣旨

町民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。

権利を保障することで、町民自らが主体的に権利を行使し、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。

3 考え方

「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項であれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、町民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。

まちづくりに関して、基本となる参画する権利を町民が有することを明記するものです。企画、実施、評価の段階に参画することが考えられます。

これについては、町民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。

地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「町民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。

まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものの1つとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。

町民が主体となりまちづくりに関わり、自らも成長するために、積極的に学習するための機会を得る権利があることを規定しています。これは、町民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶことで町民も協働のパートナーとして成長していくことを宣言的な意味で規定したものです。

1 内容

町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。
町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参画し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。

2 趣旨

ここでは、町民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。

3 考え方

町民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参画することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、町民自らが改めてその意味を考えることは町民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。

まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。

自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。

基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じてしまうものではありません。

主体的に参画し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの町民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。

1 内容

町は、協働によるまちづくりを推進します。

町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。

町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。

町は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。

町は、町民から協働を求められた場合、誠実に対応しなければなりません。

2 趣旨

町民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。

3 考え方

行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはなりません。このことは学習する権利と関わります。

ここでは、委員会などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。

については、この条例における協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことです。協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していくことが不可欠と考えます。

町がまちづくりを行うに当たっては、住民参画の下、町民と町が互いに理解と信頼を深めつつ、共通の目的を実現するために協働することを原則とするものです。

については、地方自治の原則である住民自治を実現するためには町民の意向を最大限に尊重し、行政運営を行う必要があります。そのため、町民の意見や提案の把握に努めるとともに、町民から提出された提案を尊重することの重要性を定めたものです。

なお、積極的に町民の意向や提案を受けて町政に反映させるため、常時、町民の提案を受け付け、実現可能な提案は協働の理念に基づき、尊重して速やかに実行するような制度の創設が必要であると考えます。

の1つに、「パブリックコメント」があります。これは、まちの重要な政策や計画の策定の一連の過程を通じて町と町民との間で情報が共有化され、町民意見を反映させることにより、より一層の住民参画の促進が図られ、町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。

では、大項目「町民」の中項目「町民の権利」の内容、「町民は、まちづくりに参画する権利を有します。」に関して、そうした権利を保障し、住民参画の仕組みを定めるため(仮)住民参画条例を別に定めることを規定したものです。そうした住民参画のしくみの1つとして「政策の立案、実施、評価等の各段階」に幅広い町民の参画に努め、PDCAサイクルの推進とともに、町民の意思を町政に反映させることを提案したものです。評価等を行う一つの手法として「事業仕

分け」も有効と考えられます。

また、町民が政策の立案、実施、評価等の各段階に参画するというのは、具体的には、町の附属機関等の各種委員への町民の参画等のことです。

ここで言う附属機関等とは、地方自治法第202条の3第1項で規定されている、法律若しくは政令又は条例の定めるところにより置かれ、調停、審査、審議または調査等を行う機関の他、町長等が任意で設置する審議会等も含んでいます。

附属機関等の委員の選任に当たっては、それぞれの設置目的等に照らし、原則として公募を取り入れ、また、町で定めている「男女共同参画プラン」に基づき、委員の男女構成比も考慮しながら、委員の選任を行う必要があります。政策形成過程における住民参画の有効な手段ですので、町には、より多くの町民の参画を可能にする取組として幅広い人材を募ることを期待し、町民に対しては、まちづくりに積極的に参画することで、成長しようという想いがあります。

「PDCAサイクル」とは・・・マネジメントサイクル(経営管理)の1つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字を取ったもの。PDCAのプロセスを順に実施し、最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直し、次回のplanに結び付ける。このプロセスを繰り返すことにより、継続的な業務改善を推進する手法である。

この条例では、まちづくりをすすめるため、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の下に連携、協働することを原則としています。

これからのまちづくりは、従来のように議会と町が進めるだけでなく、町民・議会・行政が互いにまちづくりの主体として、協働で公共サービスを担っていくという考え方があります。そうした、新たな公共の分野を開拓していくためには、町側からの提案ばかりでなく、町民側から提案で協働で求められた場合にも、この条例の理念に従い、町が誠実に対応することを求めるものです。

1 内容

行政は、町民の信頼に応えるために、この条例の理念にのっとり、参画と協働による行政運営に努めます。

行政は、町民の意向を的確に把握し、町民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。

行政は、透明で開かれた町民主体の行政運営に努めます。

2 趣旨

この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割（果たすべき責任）を明確にする項目です。

3 考え方

行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、町民の信頼に応えなくてはなりません。そのためには、町民と行政が協働し、町が町民に向き合うことが大事です。町民の信頼がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。

行政は、町民の意向を把握し、的確に町民ニーズに応える事が必要です。町民目線の行政運営は町民の実体をつかむ事なしに生れないからです。町民ニーズを的確に把握することにより、町民が求めている行政サービスが受けられるため、町民の満足度も上がり、住民福祉も増進されると考えます。

公開された情報に基づき、町民が参画して評価された結果に基づいて行政運営が見直され、改善されれば、行政課題や町民のニーズに対応した効率的で効果的な行政運営を進めることができると考えます。このように行政運営が透明であり、町民が参画する仕組みができれば、行政は町民の信頼に応えることができると考えます。

1 内容

町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信頼に応え、公正、公平かつ誠実に町政を運営し、協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。

町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組み、その結果について町民に報告しなければなりません。

町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。

2 趣 旨

この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。

町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民の信頼を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営の基本方針を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。

3 考え方

町長は、この条例に掲げる理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で協働によるまちづくりに当たることが必要です。私たち町民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、町民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、協働によるまちづくりを行う前提になります。

町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は町政運営の最高責任者ですので、町民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか（血税意識を持って健全な町の運営ができているか）報告することも当然、必要だと考えます。

町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて町民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、町民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。

町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを町民は期待します。

ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて町民が自治的にやることを評価できる能力のことを示しています。

大項目 行政 中項目 3 職員の責務

1 内 容

職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 趣 旨

職員は、町政運営を日常的に執行する立場と町民とともにまちづくりを進める立場から、町政

運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割（果たすべき責任）を明確にする項目です。

3 考え方

職員も、この条例では、「町民」です。職員は全体の奉仕者として、私たち町民の信頼にこたえ、町民の願いや要求を実現することを期待しています。職員も一町民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。また、町民は職員に対して、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行することも期待しています。

大項目 行政 中項目 4 行政運営

1 内容

行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。

行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。

行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続を確保する必要があります。

行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。

2 趣旨

行政運営のあるべき姿について明確にする項目です。白岡町が自立して地方自治を推進し、この条例の理念を実現するため、財政運営も含めた行政運営のあり方について明確にしています。

3 考え方

行政は「町民のための組織」であり、町民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「町民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。（組織の透明性）

危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。（危機管理）

白岡町は白岡の町民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や都道府県及び他の市区町村と連携強化をはかり、町民の権利と権益を守る必要があります。（広域連携）

「白岡町行政手続条例」が制定されておりますが、町民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、町民との重要な信頼関係のしくみができると考えているため、ここではあえて明記しています。（公正な行政手続）

限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させることが必要です。自治体経営の観点からも、短期の年度だけでなく、中長期も見据えながら、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。

また、町民に財政状況を明らかにすることにより、財源が税金であることを町民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。

1 内容

議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。

議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。

議会の会議は原則、公開とします。

議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。

2 趣旨

この条例の理念を実現する上で、議会が町民の信頼に応えるために担うべき役割（果たすべき責任）は何かを明確にする項目です。

3 考え方

議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や町民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。「努めます。」という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。

議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に町民の意向を把握し、町民要求の実現に努力する責任があります。また、議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。

議会は、町民の意思を反映したまちづくりを行うことが一番重要な議会の役割と捉え、「町の意味決定機関」と表現しました。

議会は、町民の立場に立って、行政・執行機関を抑制し、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係（連携）を保ちながら、行政の執行が適切に行われているのかを監視する必要があります。行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしています。

議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な（常設的）「町民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。

町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、町民が議会をもっと身近なものに感じることが大切です。そのためにも、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに町民に身近なものになると思います。

町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいと思っています。このため、町民に分かりやすく説明することは大前提であり、ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。

大項目 議会 中項目 2 議員の責務

1 内容

議員は、責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。

議員は、説明責任を果たすように努めます。

2 趣旨

この条例の理念を実現する上で、議員が町民の信頼に応えるために担うべき役割（果たすべき責任）は何かを明確にする項目です。

3 考え方

議員は清廉潔白であることを、町民は期待しています。誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、議会の責務「議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。

議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費（政務調査費を含む）を受ける議員は、自らの議員活動について町民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。議員は、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、町民がもっと行政に関心を持つようにするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、で言う「政治倫理の確立」に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。

1 内容

町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。

行政は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援します。

2 趣旨

地域自治とコミュニティの原点である地域活動、及び地域自治組織の役割を明確にした項目です。

3 考え方

「行政区」とは、町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るために、「白岡町行政区設置規則」で設置した、町の地域を画した区域（エリア）のことであり、政令市での「区」とは区別しています。

地域活動には、地域での趣味の集まりや親睦団体による活動、またボランティア活動や、町が設置した行政区から発展した自治活動など、幅広い活動を含み、それぞれの活動を通じてコミュニティが確立されています。

町民が自己実現を目指して行うさまざまな地域活動を通じ、地域の課題が見えてくるので、その自己実現の活動をさらに発展させ、今度は地域自治の担い手として、地域の人々と協力してコミュニティを確立しながら、地域課題の解決を図っていくことが求められています。

そうすることで、自治を体現できる人材が育成され、ひいては行政運営の場でも活動することが期待されます。そのために、町民は自らが学習し、向上、成長していく必要があります。

「自治体の自治」と「地域自治」は、自治を実現するための両輪であり、相互に向上することも可能となるため、町は、これらの地域自治組織を協働の重要なパートナーと考えています。町は、行政区の自治活動などの自主性を尊重しつつ、地域自治組織として育成、発展させるため、支援を高める必要があります。また、地域の代表・リーダーでもある行政区長も、自治のパワーを向上させるため、地域住民と力を合わせ、積極的に自治活動を進める必要があります。

1 内容

議会及び行政は、町民の町政への参画促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開し、また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。地域自治組織は、活動への参画促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。前2項の情報の公開・提供に当たっては、議会、行政及び地域自治組織は、保有する個人情報을適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。

2 趣旨

議会及び行政や地域自治組織が保有している情報の公開と提供・共有の原則について明確にする項目です。

3 考え方

「情報の公開」については、すでに行っています。「情報の提供・共有」は、積極的に情報を発信し、共有することでまちづくりにつなげようという意味で使用しています。

、行政及び議会も地域自治組織も、現に情報を提供していると思いますが、一方通行の情報提供だけでなく、さらに町と町民や町民同士、また地域自治組織同士という双方向の情報提供ができれば、これをきっかけにして、コミュニティが活性化し、広がると考えます。そこで、町は、広報しらおかやホームページをさらに充実させ、発せられた情報を双方向で議論できるようなくみを検討する必要があります。

議会及び行政は、白岡町情報公開条例に基づき情報を公開しておりますが、「町民の権利」の中項目にある知る権利を保障するためにも、町民が知りたい情報について、広報紙その他で積極的に提供していくことが必要です。

まちづくりには、町民・議会・行政の三者が協働することが不可欠ですので、町はまちづくりに関する情報を提供し、町民と共有することで、町政運営に関心を持ってもらうことが必要です。町政に関心が向けば、具体的なまちづくりの活動、行動につながっていくと考えるからです。

地域で行う自治活動、自治会、NPO等の活動の中で、共有する情報を整理して、町民同士が情報を共有することが、地域の自治を進める上で重要です。また、情報を共有することで組織運営の透明性も図れます。知りたい情報は、町にだけあるのではなく、地域にもあるので、それを積極的に発信し、その情報を町民も共有していこうという想いがあります。

なお、ここで提供し、共有していこうとしている情報は、地域自治組織の活動状況などです。提供する情報は各組織の裁量によって個別に判断するものです。

議会、行政及び地域自治組織も、個人の権利や利益を保護する観点から、情報の公開や提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律や白岡町個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いに十分注意し、保護するものとします。

個人情報の保護については、大項目「行政」や「議会」等の中項目に個別に書くのではなく、ここに集約しました。

1 内容

町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。

白岡町に住所を有する別に条例で定める満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。

議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。

町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

2 趣旨

住民投票ができる場合の発議要件等について規定している項目です。

3 考え方

住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。

住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることは、住民自治の実現のため、重要な事です。また、住民自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。

～ 町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件が整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重大な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができると言えます。

町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことですので、あえて明記しています。

この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、投票できる人を特定することが難しいため、ここでは「白岡町に住所を有する住民」に限定しています。

住民投票を適正に執行するために、一定要件を課すものとして、地方自治法では、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、住民投票も同じ程度の重要性を持つと考え、これに準じて「3分の1以上」としました。

年齢要件については、未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことは重要ですし、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますので、十分な判断力があると考え、住民投票ができることとしました。

なお、詳細については、別に定めることを規定している住民投票条例で定めるものです。

議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決（過半数以上）して発議することは、重要な課題であると言えます。

議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。

住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については住民のみならず町民全体で尊重しなければなりません。

この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。

1 内容

町民と町は、次世代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。

町民と町は、次世代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進します。

2 趣旨

町民の中でも特に次代を担う世代であるこども（次世代）が健やかに成長し、また、まちづくりに参加することについて明確にする項目です。

3 考え方

築き上げた社会を継承するとともに、新しい時代を作り上げ、白岡町が将来に亘って発展していくためには、次世代の白岡町を担うこどもにもまちづくりに関わってもらうことが重要です。こどもは白岡町の将来の宝であるだけでなく、こどもの健やかな成長が、現在の白岡町を支える大人たちの励みにもなりますので、この条例では、町民の中でも特にこどもに焦点を当て、こどもを町と地域（町民）で育成する観点から、独立した項としました。なお、この条例では、「こども」とは概ね18歳くらいまでを考えています。

こどもは家庭だけでなく、地域の中でも成長しています。こどもが自ら学び、経験を重ね、個性や能力を発揮して成長できるような地域は、こどもの人間形成に大きな役割を果たします。このため、家庭での子育てだけでなく、学校・地域・サークルなどでも体験を重視した活動ができるなど、町民と町も子育てに関わり、こどもの成長を支援するような地域づくりに努めます。

こどものうちから地域でのさまざまな活動を通じてまちづくりに参画していくことで、町政などにも興味を持ち、ひいては将来の白岡町を担う人材として成長すると考えるため、町民と町は、こどもがまちづくりに参画することを促進します。

1 内容

町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参画による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。

2 趣旨

この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参画による委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。

3 考え方

この条例で策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。

これらの検証を行うため、町長は町民が参画する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。町長には任期中に一度は検証を行なってほしいので、4年を超えない期間としました。また、必要に応じて期間内に数回検証を行なうことも考えられます。

1 内容

町長及び議会は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

2 趣旨

この条例を改廃しようとする場合、町長及び議会は、この条例の理念に照らし合わせ、広く町民の意思を踏まえて行なうよう求める項目です。

3 考え方

この条例が最高規範であり、町民が参画して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している理念や自治のあり方に照らし、それを最大限に尊重して改廃を行う必要があります。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会の審議経過

1 全体会議・ワークショップ

平成21年度

(凡例： WSはワークショップ、全体は全体会議のそれぞれ略)

| 回 | 日 | 時 | 活動内容・検討事項 |
|----|-----------|-------------|---------------------------------|
| 1 | 8月9日(日) | 13:30~16:50 | 委嘱書交付・勉強会 |
| 2 | 8月22日(土) | 13:30~17:15 | 勉強会・情報交換会 |
| 3 | 9月6日(日) | 13:30~16:52 | 勉強会・情報交換会 |
| 4 | 10月3日(土) | 13:30~16:30 | 会長・副会長選出、WS:項目の洗い出し |
| 5 | 10月24日(土) | 9:00~11:55 | WS:項目の洗い出し |
| 6 | 11月21日(土) | 13:35~16:35 | WS:項目の洗い出し |
| 7 | 12月6日(日) | 9:18~12:00 | WS:項目の洗い出し |
| 8 | 12月20日(日) | 13:32~16:58 | WS:項目の洗い出し、項目の決定 |
| 9 | 1月9日(土) | 9:04~11:52 | WS:「総論」 |
| 10 | 1月24日(日) | 13:36~16:35 | 全体:「総論」 WS:「(住民)市民」 |
| 11 | 2月20日(土) | 13:33~16:50 | 全体:「総論」、「(住民)市民」 WS:「住民協働」 |
| 12 | 3月6日(土) | 9:07~12:00 | 全体:「(住民)市民」、「住民協働」 WS:「行政」 |
| 13 | 3月20日(土) | 9:03~11:58 | 全体:「(住民)市民」、「住民協働」、「行政」 WS:「議会」 |

平成22年度

| 回 | 日 | 時 | 活動内容・検討事項 |
|----|-----------|-------------|---|
| 14 | 4月17日(土) | 13:33~16:53 | 全体:「行政」、「議会」、「総論~行政」の整理 |
| 15 | 5月1日(土) | 9:02~12:05 | 全体:議会、「総論~行政」の整理 |
| 16 | 5月15日(土) | 9:06~12:05 | 全体:「総論~行政」の整理 WS:「地域自治・コミュニティ」 |
| 17 | 6月5日(土) | 13:34~16:30 | 全体:「総論~行政」の整理、「地域自治・コミュニティ」 WS:「情報公開・共有」 |
| 18 | 6月19日(土) | 9:04~12:00 | WS:「情報公開・共有」、「住民投票」 |
| 19 | 7月4日(日) | 9:05~12:20 | 全体:「地域自治・コミュニティ」、「情報公開・共有」、「住民投票」 |
| 20 | 7月24日(土) | 13:33~16:43 | 全体:「地域自治・コミュニティ」、「情報公開・共有」、「住民投票」 WS:「まちづくり」 |
| 21 | 8月8日(日) | 9:07~12:09 | 全体:「住民投票」、「まちづくり」 WS:「教育・次世代・子育て」 |
| 22 | 8月21日(土) | 9:06~11:53 | 全体:「次世代」 WS:「改廃」 |
| 23 | 9月5日(日) | 9:06~12:18 | 全体:「次世代」、「改廃」、「前文」 |
| 24 | 9月25日(土) | 9:07~12:33 | 全体:「改廃」、「前文」、「条例の名称」 |
| 25 | 10月9日(土) | 13:36~16:53 | 全体:「改廃」、「前文」、「条例の名称」、「素案全体」の整理 |
| 26 | 10月23日(土) | 9:05~11:50 | 全体:「改廃」、「前文」、「素案全体」の整理 |
| 27 | 10月30日(土) | 9:05~11:28 | 全体:「前文」、「素案全体」の整理 |

大項目や中項目については、審議当時の名称です。審議過程で名称の変更、削除されたものがあります。

審議の流れ

WS(ワークショップ) 作業部会による意見集約 全体会議で確認・検討 作業部会による修正 全体会議での確認

2 作業部会

平成22年

| 回 | 日 | 時 | 活動内容・検討事項 |
|----|-----------|-------------|--|
| 1 | 1月9日(土) | 12:05～12:50 | 今後の作業部会の進め方等について |
| 2 | 1月21日(木) | 18:38～21:54 | 意見集約:「総論」 途中まで |
| 3 | 2月15日(月) | 18:05～21:40 | 修正:「総論」 途中まで 意見集約:「総論」 残り、「(住民)市民」 |
| 4 | 3月1日(月) | 18:01～22:40 | 修正:「(住民)市民」 意見集約:「住民協働」 |
| 5 | 3月12日(金) | 13:28～16:52 | 修正:「(住民)市民」、「住民協働」 意見集約:「行政」 |
| 6 | 4月5日(月) | 13:30～16:41 | 修正:「行政」 意見集約「議会」 |
| 7 | 4月26日(月) | 18:05～21:21 | 修正:「議会」「総論～行政」の整理 |
| 8 | 5月26日(水) | 13:30～17:28 | 修正:「総論～行政」の整理 意見集約:「地域自治・コミュニティ」 |
| 9 | 6月14日(月) | 13:35～15:50 | 意見集約:「地域自治・コミュニティ」 |
| 10 | 6月25日(金) | 13:32～16:13 | 修正:「地域自治・コミュニティ」 意見集約:「情報公開・共有」、「住民投票」 |
| 11 | 7月13日(火) | 13:33～15:20 | 修正:「地域自治・コミュニティ」、「情報公開・共有」、「住民投票」 |
| 12 | 7月30日(金) | 13:32～16:06 | 修正:「住民投票」 意見集約:「まちづくり」 |
| 13 | 8月18日(水) | 9:29～11:27 | 意見集約:「次世代」、「前文」、「条例の名称」 |
| 14 | 8月26日(木) | 9:36～11:38 | 修正:「次世代」 意見集約:「改廃」 |
| 15 | 9月13日(月) | 9:34～12:08 | 修正:「改廃」、「前文」 |
| 16 | 10月6日(水) | 18:05～21:09 | 修正:「改廃」、「前文」、「素案全体」の整理 |
| 17 | 10月19日(火) | 9:04～11:49 | 修正:「改廃」、「前文」、「素案全体」の整理 |
| 18 | 10月28日(木) | 13:27～15:57 | 修正:「前文」、「素案全体」の整理 |

3 その他

- (1) 「みんなでつくるまちづくりフォーラム」 平成21年11月29日(日)開催
- (2) 「条例素案発表フォーラム」 平成22年11月28日(日)開催
- (3) 「地域説明会」(予定)
平成22年12月16日(木)夜間、12月18日(土)午前・午後、12月19日(日)午前
- (4) 広報活動
「つくる会ニュース」創刊号～第17号
広報しらおかでの活動情報の報告
町公式ホームページ(<http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>)での情報発信
- (5) 広聴活動
素案作成にかかる、町民、町職員等からの意見の募集と、それに対するつくる会の方向性の検討
素案作成時:白岡町行政区長会
素案の前半部分(大項目「総論」※現在「総則」～大項目「議会」)及び中間案:町民、町職員

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
委員名簿

| | 氏名 | | 住所または勤務地 |
|-----|--------------|-----------|----------|
| 会 長 | 1 飯 島 ヒラコ | いいじま ひらこ | 小久喜 |
| | 2 五十嵐 泰 子 | いがらし たいこ | 篠津 |
| | 3 内 山 欣 春 | うちやま よしはる | 岡泉 |
| | 4 遠 藤 誠 | えんどう まこと | 篠津 |
| | 5 金 子 八 絵 | かねこ やえ | 高岩 |
| 副会長 | 6 神 田 芳 晃 | かんだ よしあき | 小久喜 |
| | 7 日 下 正 利 | くさか まさとし | 西 |
| | 8 古 嶋 美 代 | こじま みよ | 下大崎 |
| | 9 櫻 井 勇 三 | さくらい ゆうぞう | 新白岡 |
| | 10 佐々木 梓 紗 | ささき あずさ | 西 |
| | 11 嶋 津 哲 夫 | しまづ てつお | 新白岡 |
| | 12 故 利根川 儀 金 | とねがわ よしかね | 白岡東 |
| | 13 野 口 保 男 | のぐち やすお | 実ヶ谷 |
| | 14 橋 本 正 秀 | はしもと まさひで | 新白岡 |
| | 15 広 辺 和 隆 | ひろべ かずたか | 寺塚 |
| | 16 平 田 恵美子 | ひらた えみこ | 西 |
| | 17 藤 巻 稔 | ふじまき みのる | 上野田 |
| | 18 松 井 利 雄 | まつい としお | 西 |
| | 19 吉 野 大 輔 | よしの だいすけ | 高岩 |
| | 20 牛 山 久仁彦 | うしやま くにひこ | |